

平岡会計だより

2026.1 Vol. 193

＜目次＞

- 税務》振込手数料の売手負担が禁止されました P 2
- 特集》新しい「扶養親族等の数」の算定 P 3
- 労務》子ども・子育て支援金制度 P 4



税理士法人 平岡会計事務所

大阪市中央区天満橋京町 1 番 26 号

尼信天満橋ビル 7 階

TEL06(6966) 5858 FAX06(6966) 5868

<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

新年あけましておめでとうございます



旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

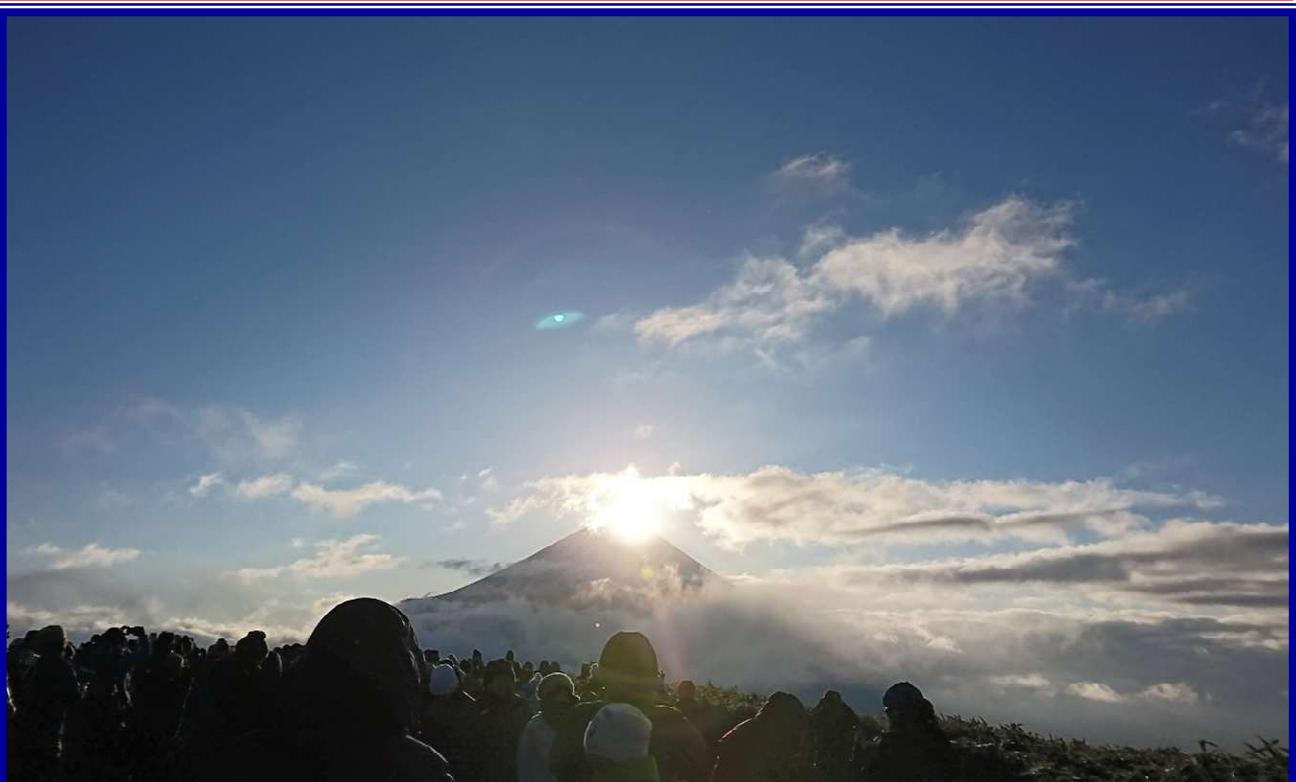
初代 GPT の登場から Chat GPT の誕生、そして最新バージョンに至るまで、AI 技術の進化は目を見張るものがあります。かつては「実用にはまだ早い」とされた時代もありましたが、現在では多くの分野で実務活用が現実のものとなっています。この急速なAIの進化は、事務作業のような単純作業のみならず、医療や経営判断といった高度な知的分野にまでその影響を広げています。5年後、私たちの社会や経済がどのように変貌しているのか、予測することは極めて困難です。しかし、AI を使えることが必須となる時代だからこそ、その技術革新にどう取り組み、社会にどのように対応していくのかが問われていると強く感じております。



当事務所では、所員一同、AI 時代の潮流を的確に捉えながら、**税務の専門性をより一層高めることはもちろん、「人」としての信頼と人格の陶冶**を目指してまいります。これからも、顧問先様の**永続的な発展**を全力でサポートさせていただく所存です。

本年も変わらぬご指導、ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

税理士法人 平岡会計事務所 梅野広二



竜ヶ岳からのダイヤモンド富士（山梨県）

振込手数料の売手負担が禁止されました

令和8年1月1日より、「下請代金支払遅延等防止法」(通称「下請法」)が約20年ぶりに抜本改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(通称「取適法」)に名称が変わりました。それに伴い規制対象が拡大され、禁止行為も追加されました。主な変更点は以下の通りです。



★ 規制対象の拡大 ★

対象取引に「特定運送委託」、規制対象の判断基準に「従業員基準」が追加されました。

下表の取引を買手が売手(個人事業主含む)に発注する場合、規制の対象となります。

規制の対象となる取引の内容	買手	売手
・「製造委託」、「修理委託」、 「特定運送委託」	資本金3億円超	資本金3億円以下
・「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る)	資本金1千万円超 3億円以下	資本金1千万円以下
	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下
・「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く)	資本金5千万円超 資本金1千万円超 5千万円以下	資本金5千万円以下 資本金1千万円以下
	常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下

★ 禁止行為の追加 ★

買いたたき、返品、受領拒否などの従来の禁止行為に加え、以下の3つの行為が禁止となりました。

×1 協議に応じない一方的な代金決定

協議を困難にさせる次のような行為も禁止されました。

- ・協議を明示的に拒む
- ・協議の求めを無視する
- ・協議を繰り返し先に延ばす

×2 手形払い等

電子記録債権やファクタリングを使用する場合、物品等の受領日・役務の提供完了日から60日以内で設定した支払期日までに代金相当額の現金を得ることが困難なものは禁止されました。

×3 振込手数料を売手に負担させること

下請法では、書面での合意を条件に、買手が代金を支払う際の振込手数料を売手に負担させ、代金から差し引くことが認められていました。しかし改正後は、合意の有無にかかわらず、振込手数料を代金から差し引くことが違法となりました。そのため、振込手数料を売手に負担させると、公正取引委員会から違反した事業者等が公表される「勧告」の対象となります。

★ 振込手数料の経理処理やインボイス対応 ★

これまで合意に基づき振込手数料を代金から差し引いていた場合は、取適法の対象となる取引について、契約内容等の変更が必要になる他、次の経理処理やインボイス対応は不要になります。

- ① 売手の振込手数料相当額の売上値引・売上対価の返還処理及び買手の仕入対価の返還処理
- ② 振込手数料相当額を代金決済上の役務提供を受けた対価として扱っていた場合における、買手の振込手数料相当額のインボイス交付
- ③ 振込手数料を立替払として扱っていた場合における、買手の立替金精算書交付

(作成:今井聰子)



新しい「扶養親族等の数」の算定

令和8年1月からの給与計算で、扶養親族等の数の対象範囲が変わります。そこで改めて確認をしていきましょう。



1) 扶養親族等の数の算定方法の変更

毎月(日)の給与に係る源泉徴収税額は、「源泉徴収税額表」によって求めますが、その税額は、給与の支払を受ける人から提出を受けた扶養控除等申告書に記載された扶養親族等の数によって異なります。

令和7年分までの源泉徴収事務においては、「源泉控除対象配偶者」と「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、「特定親族特別控除の創設」に伴い、令和8年分以後においては、「源泉控除対象配偶者」と「**源泉控除対象親族**」の数を基に扶養親族等の数を算定することになります。

2) 扶養控除等申告書の記載事項の確認

昨年の11月号でご案内しましたように、年末調整の時に記載した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」には、「源泉控除対象親族」(次の①又は②のいずれかに該当する人)を記載することとされました。

～令和8年分の扶養控除申告書の様式変更～

税制改正に伴って、令和8年分の扶養控除申告書の様式が変更になります。変更箇所や新たな名称について正しく理解しておきましょう。

①「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」へ変更

I・IIの範囲に該当する人が新たに「源泉控除対象親族」となります。

I. 従前の「控除対象扶養親族」の範囲

扶養親族(令和8年中の合計所得が58万円以下)のうち、次のいずれかに該当する人

・居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成23年1月1日以前に生まれた人)

・非居住者のうち、一定の要件に該当する人

II. 新たに追加される範囲

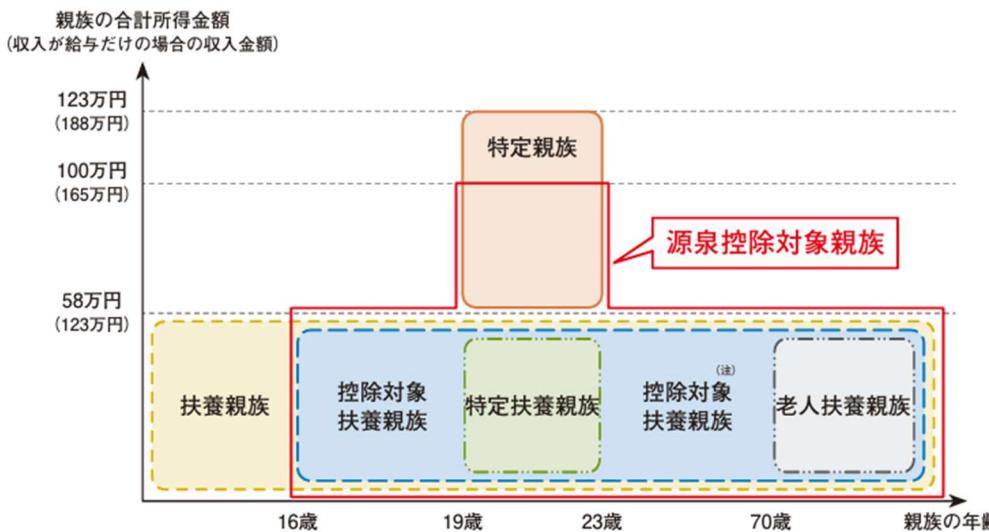
生計を一にする親族のうち年齢19歳以上23歳未満(平成16年1月2日～平成20年1月1日生)で令和8年中の合計所得の見積額が58万円超100万円以下の人

【源泉控除対象親族】

①控除対象扶養親族

②所得者と生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

【参考：親族の範囲】



(注) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、
②障害者、③その所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

3) 源泉徴収税額表の改正

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、「**令和8年分 源泉徴収税額表**」を使用して源泉徴収税額を求めるようにしましょう。

子ども・子育て支援金制度

昨年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。これにより、雇用保険法における出生後休業支援給付および育児時短就業給付が創設され、その財源には、子ども・子育て支援金等が充てられることになっています。

支援金は、令和8年4月分から健康保険の加入者や事業主を含む全世代・全経済主体から負担することになり、健康保険料と合わせて控除されます。



支援金率は、令和8年度から令和10年度にかけて0.4%程度まで段階的に上がることが想定されます。支援金額は、加入する医療保険制度や所得に応じて異なります。

◇被用者保険の支援金額の計算方法

標準報酬月額 × 支援金率 = 毎月の支援金額

○子ども・子育て支援金に関する試算(医療保険加入者一人当たり平均月額)

	加入者一人当たり支援金額			(参考)加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額	
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円
被用者保険※	300円 (参考)被保険者一人当たり 450円	400円 (参考)被保険者一人当たり 600円	500円 (参考)被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考)被保険者一人当たり 17,900円
協会けんぽ	250円 (参考)被保険者一人当たり 400円	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考)被保険者一人当たり 16,300円
健保組合	300円 (参考)被保険者一人当たり 500円	400円 (参考)被保険者一人当たり 700円	500円 (参考)被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考)被保険者一人当たり 19,300円
共済組合	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者一人当たり 750円	600円 (参考)被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考)被保険者一人当たり 21,600円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考)一世帯当たり 350円	300円 (参考)一世帯当たり 450円	400円 (参考)一世帯当たり 600円	7,400円 (参考)一世帯当たり 11,300円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円

※金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考え方の下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

出典:こども家庭庁 ([子ども・子育て支援金制度のQ&A](#) | こども家庭庁)

従業員の給与から支援金を控除することになるため、給与計算においても大きな影響が出てきます。まずは制度を押さえつつ、今後決定される子ども・子育て支援金率についても確認していく必要があります。



(作成:土谷真生)

～編集後記～

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

写真のダイヤモンド富士は、数年前やっと撮りに行くことができました。本栖湖の南側に位置する竜ヶ岳に、軽アイゼンを付けて夜明け前から登り始めて、頂上では寒さに耐えながら待つ。元旦の初日の出、富士山の頂上は雲に隠れてなかなか姿を見せてくれず、ギリギリになって雲が流れて幸運にも拝めました。

日本の象徴である富士山を2回登りましたが、お鉢巡りはしたものの「日本最高峰 3,776m」の石碑がある剣ヶ峰に登っていないのが悔やまれます。再挑戦は厳しいですが、何事も前向きに今年も頑張ろうと思います。

(平野)